

第6期第3回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会会議要録

- 1 日時 平成22年9月2日(木)午前10時から正午まで
- 2 場所 練馬区役所本庁舎5階 庁議室
- 3 出席者 内田委員、池田委員、今井委員、柴崎委員、廣田委員、竹ノ内委員、浅見委員、小山委員、柴田委員、中村(弘)委員、中村(三)委員、西川委員、松島委員、小泉委員、田代委員、酒井委員、松村委員、山田委員、北川委員、橋本委員、総務部長、情報公開課長、情報政策課長、税務課長、高齢社会対策課長、学務課長、光が丘図書館長
- 4 傍聴人 なし
- 5 議事および配布資料
 - 諮問事項
 - (1) 諮問第5号
特別区民税・都民税に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について(税務課)資料1
 - (2) 諮問第6号
特別区民税・都民税に関する業務に係る電子計算組織の結合内容の変更について(税務課)資料1
 - (3) 諮問第7号
高齢者の支援に関する業務に係る電子計算組織の結合内容の変更について(高齢社会対策課)資料2
 - 報告事項
 - (1) 目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の適用について(高齢社会対策課)資料3
 - (2) 外部提供に関する審議会事前一括承認基準の適用について(学務課)資料4
 - (3) 練馬区立図書館電算システム調達会社社員のパソコン紛失について(光が丘図書館)資料5
 - その他
- 6 発言内容
 - (会長) ただいまから、第6期第3回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を開催します。委員の皆様には、ご多忙のところご出席いただきありがとうございます。はじめに、新しい委員が選出されましたので、総務部長より紹介いたします。
 - (総務部長) お手元に名簿をお配りいたしました。区議会議員の委員の方々について、改選がありましたので、ご紹介します。
 - (会長) 承りました。それと、事務局から連絡があるそうです。
 - (情報公開課長) 本日、席上に配布させていただいた資料の説明をさせていただきます。資料1の添付資料と、資料3の差替え分の2点になりますので、よろしく願いいたします。
 - (会長) それでは審議に入りたいと思います。本日は、諮問事項が3件、報告事項が3件あります。諮問第5号および第6号については関連す

る案件ですので、まとめて説明をお願いします。

(税務課長)

— 特別区民税・都民税に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について 資料 1 に基づき説明 —

— 特別区民税・都民税に関する業務に係る電子計算組織の結合内容の変更について 資料 1 に基づき説明 —

(会長)

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見ご質問があればお願いします。

(委員)

委託先である株式会社 TKC の他自治体での実績と、選定した理由を教えてください。

(税務課長)

株式会社 TKC は、23 区の中でも複数の区において実績があります。選定した理由ですが、公的年金の特別徴収や給与支払報告書の電子化でも契約の相手方であることと、独自のシステムを開発しているため、電子化への対応が可能であるからです。

(委員)

区における利用割合と、引き続き紙帳票で利用する割合はどのくらいですか。また、2 通りの方法ですと、経費としては重複する部分が出てくるのではないのでしょうか。

(税務課長)

国税連携につきましては現在約 4 割程度の利用ですが、将来的に 65% くらいまで上げていきたいと、国税庁から聞いています。また、経費に関してですが、パンチ入力や確定申告書の分離・複写が大幅に減少し、2,300 万円のうち 2,100 万円ほどの経費が削減されると考えられます。

(委員)

株式会社 TKC で行われる作業の中身はどのようなものですか。また、株式会社 TKC に残る情報とその処理についてはどのように行うのですか。

(税務課長)

株式会社 TKC では、地方税電子化協議会から送られてきた情報をチェックします。そして、それらの情報は 7 年間保存を行います。

(委員)

7 年間保存されるということについては、一層慎重に取り扱わなければなりません。この点については何か特別な定めがありますか。

(税務課長)

情報の取扱いについては、ユーザ ID・パスワードを付与し、担当者以外の者は取り扱うことができないようになっています。作業についても記録をとり、監視する環境になっています。また、コンピュータウイルスや不正アクセスへの防御策を講じたり、個人情報保護規程を定めるなど、万全な個人情報保護を期しています。

(委員)

7 年間保存されるということは、様々な対策を講じていく必要があると思います。これらの取組が適正に行われているかどうかを区としては、どのようにチェックしていくのでしょうか。

(税務課長)

仕様書(案)の 5 ページに記載がありますが、必要に応じて報告させることや、立入検査を行う規定があります。

(委員)

立入検査などはどれくらいの頻度で行うのですか。確実にチェックが行われる頻度で行われるのでしょうか。

- (税務課長) 必要があるときというのは、随時行うことになると思いますが、より個人情報の保護が図られるような体制を担当課としても考えたいと思います。
- (委員) 受託者が適正に個人情報を管理していくように、区は公的な責任を持って体制を強化してもらいたいです。
- (委員) 資料には、平成 23 年 1 月からの開始となっていますが、試運転はいつから始まるのでしょうか。
- (税務課長) 平成 23 年 1 月から処理が始まりますが、その前に試運転を行います。試運転は、平成 22 年 11 月から開始する予定です。
- (委員) 株式会社 TKC は情報を 7 年間保存するとのことですが、もし契約が解除になったら、どのような対応をしていくのでしょうか。
- (税務課長) 委託先が万が一変更になった場合でも、確実に新しい業者に引き継がれるように対応していきます。
- (情報政策課長) お手元の資料にあります、情報システムに係る委託契約等における受託情報の取扱いに関する特記事項では、個人情報に限らず区の情報すべてが対象となっています。本特記事項の第 15 においては、契約が終了または解除されたときは、受託情報を区の定めるところにより返還し、または漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならないと規定されています。具体的には、第 16 に規定しているように、受託者が情報を処分したときはその証明書を区に提出しなければならないこととなっています。
- (会長) ほかにご質問はありますか。無いようですので、諮問第 5 号および第 6 号につきましては、原案どおり承認といたします。
- (会長) 続きまして、諮問第 7 号に参ります。説明をお願いします。
- (高齢社会対策課長) — 高齢者の支援に関する業務に係る電子計算組織の結合内容の変更について 資料 2 に基づき説明 —
- (会長) ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見ご質問があればお願いします。
- (委員) 追加される個人情報の中に世帯情報がありますが、これは対象者以外の同居している人全員なのか、世帯主なのか、その点を詳しく説明してください。
- (高齢社会対策課長) 世帯情報については、同居している人全員の情報です。
- (委員) 同居している人全員の生年月日から勤務先などすべての情報ということですか。
- (高齢社会対策課長) 取り扱う個人情報は、住所、氏名、年齢の 3 点です。
- (委員) わかりました。
- (会長) ほかにどうぞ。
- (委員) サーバ内に保存する期間はどれくらいでしょうか。
- (高齢社会対策課長) データは保存したままになります。
- (委員) 永久保存ということでしょうか。

- (高齡社会対策課長) その方の支援の必要が無くなるまで保存するという事です。
- (委員) 在宅介護の支援を受けている方の支援内容を保存するという事
でよろしいでしょうか。
- (高齡社会対策課長) 高齡者相談センター支所で相談を受けた方の相談内容や支援等の
記録を保存するという事です。
- (委員) 本所と支所が結合するとのことですが、支所同士では、このような
情報は見られないということでしょうか。
- (高齡社会対策課長) 支所同士でも情報を見ることができます。支所同士で情報共有する
ことによって、より充実した支援を行うことを目的としています。
- (委員) 在宅支援を受けている人が複数の支所を利用することはあるので
しょうか。
- (高齡社会対策課長) 基本的には、各支所で管轄地域を定めていますので、管轄する支所
に相談いただくことをお願いしていますが、その他の支所でも相談
を承っています。その場合は、関係支所が連携して支援に当たって
いる状況です。
- (会長) ほかにありますか。
- (委員) 本件と関係しているかどうか分からないのですが、最近、行方不明
の高齡者について問題になっていますが、区としての対応を個人情報
の取扱いを含めて教えてください。
- (情報公開課長) 委員からご質問のありました案件につきましては、つぎの案件である、
目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の適用についての
報告の中で説明させていただきます。
- (会長) わかりました。それでは、つぎの報告案件の中で説明をお願いします。
ほかにありますか。
- (委員) 支援経過や世帯情報、利用しているサービスの内容を追加すること
によって、どのような効果が期待されますか。
- (高齡社会対策課長) これらの個人情報新たに追加し、各支所が情報共有することによ
って、高齡者への支援をより充実したものにしていけることが期待さ
れます。
- (委員) 今回追加する個人情報についてですが、これらは、従来は支所で取
得するのが困難だったのでしょうか。
- (高齡社会対策課長) 従来から相談を承っている中で、支援経過や世帯情報、利用してい
るサービスの内容を収集することはありました。しかし、地域支援
事業サポートシステムにおいて管理するまでの運用ではありませ
んでした。今後、高齡者への支援を充実したものとするために、シ
ステム内においてもこれらの情報を保存し、各支所間で情報共有す
る必要があると判断したため、当審議会へ諮問をさせていただいた
次第です。
- (情報公開課長) 今まででは本人同意の上で、収集していた情報であります。各支所
で電算結合する必要が生じたので、当審議会へ諮問させていただい

- ています。
- (委員) わかりました。このような情報が共有されていなかったということは、今まで現場でも不都合な部分があったかもしれません。現場の声も十分に反映し、充実した支援を行ってってもらいたいと思います。
- (委員) 支所間で情報共有するということは、営業目的に利用されるおそれはないでしょうか。支所間で利用者等の実績で競争しているようなことがありますと、本来の目的以外に利用されることが懸念されます。
- (会長) 個人情報那不適切に扱われないかという懸念ですね。その点はいかがでしょうか。
- (高齢社会対策課長) 各支所で高齢者の取り合いがあるということはありません。各支所に割り振られた地域の中で、より身近に支援をしていくという趣旨の下に、支所業務を行っていきます。情報共有は、あくまでも支援の充実を目的としています。また、相談件数が多い少ないからといって、その支所に不利益が及ぶということもありません。
- (会長) 支所同士で情報共有されてしまうと、営業目的で利用されないかという懸念に対する回答をお願いします。
- (委員) ボランティア活動をしていますと、これらの情報が氾濫しています。経営が危なくなったら、そのために利用されるおそれがあります。現場に行って、適正な取扱いがされているかをチェックすることは必要なことだと思います。
- (会長) そのような懸念があるということに対して、回答をお願いします。四六時中、監視をしているわけではありませんが、その点はどのようにカバーしているのでしょうか。
- (高齢社会対策課長) 受託者が営業目的で個人情報を利用することは、区としては考えていません。支所との業務委託をする際に、個人情報に関する特記事項を取り交わすなどの措置をしていますので、支所の職員に対しては、厳密な取扱いということをお願いしています。
- (委員) 契約書に書いてあるから大丈夫だということではなく、より厳密なチェックをしてセキュリティを確保してほしいということを要望しておきます。
- (高齢社会対策課長) ただいま委員からご指摘いただいた点を踏まえ、支所の個人情報の管理を徹底していきたいと考えます。
- (情報公開課長) 本件のように情報共有を行うことについては、区民の皆様からは不安な点もあるかと思われませんが、受託者に対しては、統括管理責任者の設置や、システム上でのログのチェック、そして普段の操作等が適正にされているかのチェックも行っていこう、所管課にもお願いしているところです。さらにそれらの点を確認するために、情報セキュリティ監査の実施も行っており、今後も区民の方から不安

- が出ないよう、努めていきます。
- (情報政策課長) 補足で説明いたします。ただいま情報公開課長から監査の話がありましたが、現在、情報セキュリティ監査というものを実施しています。各所管課の運用だけでなく、委託先につきましても特記事項の内容が適正に履行されているのかどうかを確認しています。今後は監査の結果を踏まえて、より充実したセキュリティ対策を検討していきます。
- (会長) 情報セキュリティの管理もしっかりと行っていただくよう、お願いします。ほかにありますか。
- (委員) 追加される個人情報是在宅支援に必要な情報ということですが、世帯情報についてはどのように収集するのでしょうか。
- (高齢社会対策課長) 本人からの直接収集か、区の住民基本台帳システムから収集する方法があります。
- (委員) 本人からの直接収集は理解できますが、住民基本台帳システムから収集するということは、どこかで報告をしているのでしょうか。
- (高齢社会対策課長) すでに当審議会におきましても審議していただき、住民基本台帳システムを利用してMO等で取得する点は承認をいただいています。
- (委員) そうしますと、支所と結合している点についても審議会の承認を得ているということによろしいですか。
- (高齢社会対策課長) はい、当審議会の承認を得ています。
- (委員) 昨年度の審査会の答申の中で、区の機関以外のものが個人情報を取り扱うことに関して付帯意見があったと思います。その点を踏まえて説明をお願いします。
- (高齢社会対策課長) 委員ご指摘のとおり、過去に支所における個人情報の取扱いについて、外部提供の中止請求が出され、応じられないという決定に対する不服申し立てがありました。審議の結果、区の違法性は認められないとの答申が出されましたが、区の機関以外のものの個人情報の取扱いについての付帯意見に基づき、支所の個人情報の取扱いにつきましては、改めて当審議会へ報告し、電算結合を行っているところであります。本件につきましては、さらなる支援の充実のために、個人情報が追加されるため、諮問をさせていただいているところです。
- (委員) 答申の中で、自己情報コントロール権が適切に保障されるよう要望する、とあります。これを受けて、区として具体的にどのような対策を行ったのですか。
- (情報公開課長) あくまでも介護を必要とされる方およびその家族の同意に基づいての収集が原則ですが、それだけでは正しい情報が収集できない場合もあります。委員からご指摘のあった付帯意見に関しても斟酌し、区民の自己情報コントロール権の保障という観点から、取り組んでいく必要があると思っています。

- (委員) 個人情報保護される環境が具体的に整っていないと、確実に自己情報コントロール権が守られることができないということも想定しなければならないと思います。本システムは、世帯情報等の多くの情報が第三者に見られることが前提となったものですので、モラルだけでは補い切れない部分があるということは十分認識していただきたいと思います。
- (会長) ただいまの委員のような懸念もありますので、ぜひ今後ともこの問題については、手を抜かずしっかりと対応していただくよう、要望しておきます。
- (委員) 各支所に設置された端末にはUSB等の接続は可能なのでしょうか。
- (高齢社会対策課長) 各支所の端末は外部媒体を利用できない仕様になっています。
- (委員) USB等の端末自体が無いということですか。
- (高齢社会対策課長) USB等を差し込む口はありますが、差し込んでも作動しないようなシステムになっています。
- (会長) そのような仕様ですと安心ですね。ほかにありますか。無いようですので、諮問第7号に関しましては、原案どおり承認といたします。
- (会長) 諮問事項は以上です。ほかに報告事項がありますので、報告事項に入らせていただきます。
- (高齢社会対策課長) — 目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の適用について 資料3に基づき説明 —
- (会長) ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見ご質問があればお願いします。
- (委員) 全国で多くの高齢者が所在不明となっている状況がありますが、祝い金を渡しに伺ったところ、面会を拒否されてしまい、そのまま所在の確認ができない例もいくつかあるとのこと。区としてはどのように対応していますか。
- (高齢社会対策課長) 体調が悪いとか、外出中等で、直接渡すことができない高齢者もいました。その場合は、担当の民生委員が本人の状況を家族から聞き取ります。そして、民生委員から報告を区が受けて、医療や介護サービスの利用実績を確認して、実際に利用していないようなことがあれば、区職員ならびに高齢者相談センター職員が訪問して、直接本人に会うという方法を考えています。
- (委員) 条例や規則ばかりが強調されている印象がありますが、区民の安全・安心のためには、現場をしっかりと見て、現場に合ったやり方できちんと履行してほしいです。
- (会長) ほかにありますか。
- (委員) 今回の調査対象の範囲と人数を教えてください。
- (高齢社会対策課長) 対象は7月1日現在、住民基本台帳に記載のある区民の中で、敬老祝い品事業の対象となる100歳以上の243名の方につきまして、医療と介護のデータを照合させていただきました。その結果、二人が

利用した実績が無かったため、区職員または高齢者相談センター職員が直接会いに行き、確認をしました。この件に関しましては、それぞれ8月5日と8月7日に確認を行いました。区としては、8月7日をもって、本件確認作業を終えたところです。

(会長) よろしいでしょうか。ほかにありますか。無ければ、本件報告については以上とします。つぎの報告事項の説明をお願いします。

(学務課長) — 外部提供に関する審議会事前一括承認基準の適用について 資料4に基づき説明 —

(会長) ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見ご質問はありますか。無ければ、本件は以上とします。それではつぎの報告事項の説明をお願いします。

(光が丘図書館長) — 練馬区立図書館電算システム調達会社社員のパソコン紛失について 資料5に基づき説明 —

(会長) ありがとうございます。ただいまの報告について、ご意見ご質問がありましたら、お願いいたします。

(委員) この報告は、紙1枚の報告で済む問題ではないと思います。区民目線から言いますと、業者任せで対応が甘いと感じます。本件事故への対応のために、職員の動員等で税金を使っているわけですから、漏えいされた方に対する謝罪だけでなく、区民全員に対しても謝罪が必要ではないでしょうか。まず確認したいことは、ホームページや区報で、本件事故について報告をしているのかどうかです。いかがでしょうか。

(光が丘図書館長) ホームページや区報での報告はしていません。

(委員) なぜですか。

(光が丘図書館長) 漏えいした個人情報、障害質問対応票の中に記載のある利用者番号の部分のみですので、これが個人情報であるという認識が無く、区への報告が遅れるなど、事業者と区の認識にずれがあった点が挙げられます。

(委員) プロセスで言い訳するのではなく、起こしてしまったことへの対応について聞いているのです。ただいまの回答は質問に対してずれていると思います。もう一点ですが、事故を起こしておいて、なぜ今も契約が継続しているのでしょうか。

(光が丘図書館長) システム機器の貸借契約ということで、機器のリース契約を入札で行っています。長期継続契約で平成24年12月31日までの5年間の契約となっています。契約の相手方は、リース会社と契約していましたが、システム自体については区の指定した、調達会社のものを入れてもらう内容の仕様になっています。ですので、本件事故を起こしたシステム調達会社は、直接の契約相手ではありません。

(委員) ということは、本件は重大な事故ではないという認識ですか。区としては、そのような判断をしたということですか。

- (光が丘図書館長) 重大な事故であるということは、我々も認識しています。しかし、改めて区民に公表するということが混乱を招くのではないかと懸念があったため、公表しないことと判断しました。
- (委員) 区民の安全・安心を視点に考えれば、その認識が間違っています。区民から見れば、区民の混乱を招くおそれがあるから、というより自分たちの保身のために行っているように思われます。区民目線からであれば、ホームページや区報で区民に報告する必要があると思います。そうでなければ、当審議会の意義は何なのでしょう。事務局はその点、どのように考えていますか。
- (会長)
(情報公開課長) 情報公開課長から説明があるようです。
ただいまの委員のご指摘はもっともだと思います。初動体制について、情報政策課や情報公開課、担当課を交えて、緊急に対応の確認をしました。本件事故につきましても、件数等ではなく、区の個人情報紛失したことについては、問題だと認識しています。情報公開課としましても担当課に運用状況等の確認をしました。そのような中で第一報を受けた後、直ちに事故を起こした社員の処遇や会社の考え方を厳しく追求しているところです。本件事故を真摯に受け止めて、実際に運用していく中で、正しく扱われていくよう、審議会への報告をしていますし、事務局としても重く受け止めています。今後あってはならないので、さらなる管理体制の徹底も行い、受託者だけではなく、区職員への研修も行い、対応していくことを考えています。申し訳ございませんでした。
- (委員) 区民目線に立って説明責任を果たすことが、本来の行政のあり方だと思います。報告が出揃った時点で、区民にホームページや区報で報告することは約束してほしいと思います。また、議員に伺いたいのですが、議会ではどのように認識していますか。何か検証されたりしましたか。何かありましたら、聞かせてください。
- (会長) 議員の方で何か答えることはできませんか。その件に関しては、光が丘図書館長から回答があるようです。
- (光が丘図書館長) 光が丘図書館に関しましては、管轄が文教委員会になっていまして、委員の皆様には個別に説明しました。委員会においては8月24日に報告しました。
- (委員) 利用者番号が個人情報であるとの認識が区と事業者との間でずれているようですので、その点は詳細をつめた方が良いと思います。それから、データが入ったパソコンを外に持ち出すことは制限されている会社が多いと思います。仮に個人情報が含まれていないという認識で持ち出したのであっても、きちんとした情報管理がされていなかった点は変わりません。
- (情報公開課長) 区としましては、個人を識別できる情報である以上は、利用者番号も個人情報に該当すると認識しています。

- (光が丘図書館長) 紛失したパソコンは、持ち出しが可能なパソコンでした。上司の承認を得たデータをパソコンに入れて、持ち出す形になっています。
- (委員) パソコンの取扱いについては、その会社の業務上や社員個人の問題です。それ以前に区の個人情報を取り扱っているということを知覚していないのですか。会社として責任を持って扱うという意識は無いのですか。区の担当もそのやり方に納得しているとしたら、それも問題です。
- (光が丘図書館長) 区としましては、利用者番号は区の個人情報であると認識しています。契約上も個人情報としての取扱いをお願いしたところですが、本件事故を起こしてしまった会社のように末端の部分までは、行き渡らなかったのは事実です。
- (委員) 4月27日に事故が起こり、その3日後に警察へ盗難届を提出したというのは遅すぎる気がします。また、8月20日に再発防止対策の報告を受けたとのことですが、その後は区として具体的にどのような対応をしたのでしょうか。最後に、このような事故を起こした会社とは契約を続けてほしくないというのは区民として思います。
- (光が丘図書館長) 事故が起きた当日、車内の搜索をしましたが発見できず、それ以外の車両についても搜索したと、その報告を会社が受けてから盗難届を出すかどうかの判断をしたためです。また、再発防止策につきましては、報告を受けた後に会社への訪問などを含めて確認をしていきたいと考えております。会社とは、社員教育を含めた管理体制を覚書の内容に盛り込んでいく方向で話をしているところです。
- (委員) 個人情報の入った重要なパソコンですから、搜索を直ちに行き、無いのであればすぐに盗難届を出す必要があったと思います。区民感情から言わせてもらうのであれば、会社側の危機意識の無さがうかがえますので、区としては契約を辞めるなどの毅然とした態度をとってほしいと思います。
- (情報公開課長) 委員の方々のご指摘のとおり、事故発生から一連の流れを見れば、受託者としてあるまじき行為であると区も認識しています。車両の搜索に時間がかかったのは、乗っていた車両だけでなく、各駅や関連車両まで搜索したことも要因となっています。しかし、それでも対応の遅さがあったということは区としましても会社側に言及しました。また、区への報告の遅れにつきましても言及しました。会社側も弁護士を含めて調査委員会を立ち上げております。事業者へのペナルティ等も含めて、お互い重く捉えた結果、覚書を締結するという形になりました。
- (会長) 紛失したパソコンは見つかっていないのですか。
- (光が丘図書館長) 未だに見つかっていません。
- (委員) 個人情報はじめ、業務上取り扱うデータを外に持ち出すことは禁止されていることは慣例になっていますので、会社はルーズになっ

ていると思います。またこのようなことが起こらないように、区としての防衛策を今後しっかりと考えてほしいと思います。

(情報政策課長)

報告が遅れた原因が個人情報の認識が無かったとありますが、仮に個人情報ではなかったとしてもペナルティにつきましては、契約解除も検討しましたが、パッケージソフトを使っていますが、会社を変えることはサーバなどの機器まで変える必要がありますので、すぐに契約を解除することができないのが現状です。データを移すことに対しても多大な費用がかかります。情報の共有等も必要ではないかと関係先に言及しているところであります。様々な委託先がありますが、今後このような事故が起こらないよう、監査を行いながら、委託内容が適正に履行されていることを確認できるようにしています。事業者に直接立ち入ることまでは難しいですが、それに代わる策を検討していきます。

(委員)

区民感情から言いますと、お金がかかるとか時間がかかるとかを議論にするのではなく、区民の安全・安心という視点から対策をしてください。

(情報政策課長)

どこまで区として対応できるか、契約内容を含めて検討していきます。

(委員)

それは言い訳だと思います。

(委員)

区民の目線に立って、区民の安全・安心を考えて仕事をしていないという意見がありましたが、私自身は、区民の安心・安全のために仕事をやる中にそういう契約などもすべて入ると考えます。ですから、私は決して区当局が区民の安全・安心を考えていないだとか、言い訳をしているだとかは思いません。先ほどの委員の発言は、区民の視点からの批判として、少しずれている感じがします。また、警察への盗難届が遅かったという意見がありましたが、私の理解では、警察が盗難届を受理することは大変なことです。紛失した車両、電車を徹底的に確認した上で、初めて盗難届を受理することとなるはずです。受理すると警察が捜査権を発動することになるわけですから、簡単には受理しないのです。空き巣に入られたのとは訳が違うと思います。3日間かかったというのは通常ありうることだと理解しています。

(会長)

委員の皆様からは様々な意見が出ましたが、この問題は区からの説明のとおり、会社側も管理監督の責任から整理が必要だとのことですので。次回の審議会に報告していただけたらと思います。それでは時間が来ましたので、終わりにします。ありがとうございました。

特別区民税・都民税に関する業務に係る個人情報処理業務の委託について
 (練馬区個人情報保護条例第13条関係)

1 件名	国税連携の実施に伴うシステム提供業務の委託
2 委託内容	<p>平成23年1月から所得税の確定申告書等が電子データ化されて国税庁から区市町村へ送付される(以下「国税連携」という。)。これにより、事務の効率化や経費の節減が図られる。国税連携は、総務大臣が指定する法人(以下「指定法人」という。))が開発・運用するシステムを経由して、区市町村へ電子データが送付される仕組みとなっており、区市町村においても送付されるデータを受信する仕組みが必要となる。</p> <p>そこで、国税連携の電子データの受信を行うために必要なシステムの運用と保守サポートをシステム運営事業者に委託する。</p>
3 委託先	株式会社TKC(システム運営事業者)
4 委託開始年月	平成23年1月
5 所管課名	区民生活事業本部 区民部 税務課
6 取り扱う個人情報	整理番号、氏名、生年月日、男女の別、世帯主との続柄、住所、電話番号、特別障害の有無、異動の事由および年月日、賦課期日の住所、年度、申告書の種類および番号、収入および所得の種類別金額、総所得金額、所得控除の種類および金額、課税標準額、税額控除の金額、配偶者および扶養親族の生年月日
7 個人情報の保護	<p>練馬区個人情報保護条例第13条および同条例施行規則第6条に基づき、受託者との契約時に個人情報の保護を義務付ける。</p> <p>「個人情報の保護および管理に関する特記事項」を受託者の遵守事項として契約内容に定める。</p>
8 添付資料 省略	<ul style="list-style-type: none"> ・「国税連携のイメージ」概要資料 ・地方税ネットワーク(eLTAX)の構成 ・国税連携システム結合図 ・主な用語の解説 ・仕様書(案) ・個人情報の保護および管理に関する特記事項 ・情報システムに係る委託契約等における受託情報の取扱いに関する特記事項

	<ul style="list-style-type: none">・ 社団法人地方税電子化協議会の概要・ 社団法人地方税電子化協議会の個人情報保護方針・ 株式会社 T K C の会社概要・ 株式会社 T K C の個人情報保護方針
--	---

特別区民税・都民税に関する業務に係る電子計算組織の結合内容の変更について

(練馬区個人情報保護条例第17条関係)

1	業務登録名	特別区民税・都民税に関する業務
2	所管課名	区民生活事業本部 区民部 税務課
3	変更予定年月	平成22年11月
4	変更内容	<p>平成23年1月から所得税の確定申告書等がデータ化されて国税庁から区市町村へ送付される。(以下「国税連携」という。)これにより、事務の効率化や経費の節減につながる。国税連携は、地方税ネットワーク(以下「エルタックス」という。)を使用するサービスの一つである。区ではエルタックスを導入して、平成22年3月から公的年金からの特別区民税・都民税の特別徴収を実施し、さらに平成22年12月から給与支払報告書の電子申告等を実施する予定である(ともに審議会で承認済み)。</p> <p>ついては、国税連携を行うに当たり、従来からの結合先である総務大臣が指定する法人(以下「指定法人」という。)および国税連携システムの運営事業者(以下「運営事業者」という。)に、国税庁を加える。また、送受信する個人情報の内容を追加する。</p>
5	追加される個人情報	整理番号、氏名、生年月日、男女の別、世帯主との続柄、住所、電話番号、特別障害の有無、異動の事由および年月日、賦課期日の住所、年度、申告書の種類および番号、収入および所得の種類別金額、総所得金額、所得控除の種類および金額、課税標準額、税額控除の金額、配偶者および扶養親族の生年月日
6	追加される結合先	国税庁
7	個人情報保護内容	<p>「練馬区個人情報保護条例」および「練馬区情報セキュリティポリシー」を遵守するとともに、つぎの保護措置を講じる。</p> <p>(1) 区が講じる保護措置</p> <p>運営事業者との情報交換には、専用の小型電子計算機(以下「伝送端末」という。)を使用する。</p> <p>電子計算機に対するアクセスや操作のログ(記録)をとり、不正なアクセスや操作がないことを監視する。</p> <p>伝送端末は、区の税務システムや庁内LANへは接</p>

続しない。伝送端末と区の税務システムとの情報交換は磁気記録媒体（MO）で行う。

伝送端末にウイルス対策ソフトを導入し、コンピュータウイルスの感染を防止する。

伝送端末の利用者は、指定する職員のみとして、個別IDおよびパスワードを用いて利用者を管理する。

伝送端末と区の税務システムとの情報交換に使用する磁気記録媒体の管理を万全に行うとともに、不要となった伝送端末内および磁気記録媒体内の情報は速やかに削除する。

操作を行う職員に対して、個人情報の保護および管理を徹底するように指導する。

- (2) 区と運営事業者との情報交換に使用する通信回線は、つぎの保護措置を講じる。

通信回線はLG-WAN回線を使用する。伝送データを暗号化して、盗聴および改ざんを防止する。

伝送端末と運営事業者の電子計算機との通信は常時接続とし、伝送端末の通信接続先の設定を運営事業者の特定の電子計算機のみとする。

- (3) 運営事業者は、つぎの保護措置を講じる。

国税連携システムの操作については、ユーザID・パスワード等で確認措置をとり、担当者以外の者による操作はできないものとする。

電子計算機に対するアクセスや操作のログ(記録)をとり、不正なアクセスや操作がないことを監視する。

コンピュータウイルスや外部からの不正なアクセスに対する防御策を講じる。

担当者に対して、個人情報の保護および管理を徹底するように指導する。

- (4) 運営事業者と指定法人との情報交換に使用する通信回線は、つぎの保護措置を講じる。

通信回線はLG-WAN回線を使用する。伝送データを暗号化して、盗聴および改ざんを防止する。

通信は常時接続とし、国税連携システムの通信接続先の設定を双方の特定の電子計算機のみとする。

- (5) 指定法人は、つぎの保護措置を講じる。

電子計算機の操作については、ユーザID・パスワード等で確認措置をとり、担当者以外の者による操作

	<p>はできないものとする。</p> <p>電子計算機に対するアクセスや操作のログ(記録)をとり、不正なアクセスや操作がないことを監視する。</p> <p>コンピュータウイルスや外部からの不正なアクセスに対する防御策を講じる。</p> <p>担当者に、個人情報の保護および管理を徹底するように指導する。</p> <p>(6) 指定法人と国税庁との情報交換に使用する通信回線は、つぎの保護措置を講じる。</p> <p>通信回線は専用回線を使用する。伝送データを暗号化して、盗聴および改ざんを防止する。</p> <p>通信は常時接続とし、国税連携システムの通信接続先の設定を双方の特定の電子計算機のみとする。</p> <p>(7) 国税庁は、つぎの保護措置を講じる。</p> <p>電子計算機の操作については、ユーザID・パスワード等で確認措置をとり、担当者以外の者による操作はできないものとする。</p> <p>電子計算機に対するアクセスや操作のログ(記録)をとり、不正なアクセスや操作がないことを監視する。</p> <p>コンピュータウイルスや外部からの不正なアクセスに対する防御策を講じる。</p> <p>担当者に、個人情報の保護および管理を徹底するように指導する。</p>
<p>8 添付資料</p> <p>省略</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「国税連携のイメージ」概要資料 ・地方税ネットワーク(eLTAX)の構成 ・国税連携システム結合図 ・主な用語の解説 ・社団法人地方税電子化協議会の概要 ・社団法人地方税電子化協議会の個人情報保護方針 ・株式会社TKCの会社概要 ・株式会社TKCの個人情報保護方針

高齢者の支援に関する業務に係る電子計算組織の結合内容の変更について

(練馬区個人情報保護条例第 17 条関係)

1 業務登録名	高齢者の支援に関する業務
2 所管部課名	健康福祉事業本部 福祉部 高齢社会対策課
3 変更予定年月	平成 22 年 10 月
4 変更内容	<p>在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、各種の保険、医療、介護保険を含む福祉サービスが総合的に受けられるように必要に応じて関係機関との連絡調整を行うこと、および、支援に必要な計画の作成とアセスメント（現況の把握とそれに伴う課題分析）を行うことを目的として、地域支援事業サポートシステムを導入し、高齢者相談センター本所とその支所を電算結合している。</p> <p>新たに、在宅生活の継続に必要な個別支援を行うための情報交換を同システムを利用して行うこととするため、送受信する個人情報の内容を追加する。</p>
5 追加される個人情報	支援経過 世帯情報 利用している福祉サービスの内容
6 結合先	高齢者相談センター支所 22 か所
7 個人情報の保護内容	<p>「練馬区個人情報保護条例」および「練馬区情報セキュリティポリシー」を遵守し、つぎのとおり保護措置を講じている。</p> <p>【区側】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サーバー機および端末機それぞれに、機器立ち上げ時にパスワードの入力を求めている。 ・ 操作員は高齢者相談センター本所職員に限定し、操作員のみ個人 ID とパスワードを付与し他のものは操作できない。 ・ 操作履歴は自動保存され、後日の確認を可能とする。 ・ データは、サーバー内のファイルにのみ保存するものとし、外部媒体への保存は行わない（バックアップデータは除く）。 ・ バックアップデータの保存媒体（DATテープ）は鍵のかかるキャビネット等に保管する。 <p>【結合先側】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 端末機それぞれに、機器立ち上げ時にパスワードの

	<p>入力を求めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操作員は高齢者相談センター支所職員に限定し、操作員のみ個人IDとパスワードを付与し他のものは操作できない。 ・ 操作履歴は自動保存され、後日の確認を可能とする。 ・ データは、サーバー内のファイルにのみ保存するものとし、外部媒体への保存は行わない。
<p>8 添付資料 省略</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の支援に関する業務の流れ図 ・ 地域支援事業サポートシステム イメージ図 ・ 支所の名称および管轄高齢者相談センター一覧

目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の適用について

1 適用日

平成 22 年 8 月 3 日

2 適用理由等

敬老祝品贈呈事業の実施に伴い、全国で、長寿高齢者の所在不明事案が多発していることを受け、早急に高齢者の安否を確認する必要性が生じたため、後期高齢者医療制度および介護保険に関する情報を利用した。

この利用は、目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の類型 1 に該当し、かつ事例の「介護保険に関する業務から特別区民税・都民税に関する業務への目的外利用」および「後期高齢者医療保険に関する業務から心身障害者福祉に関する業務への目的外利用」に類似すると判断したため、基準を適用し、事例に追加する。

	類 型	事 例
1	実施機関が行政施策を行うに際し、あらかじめ収集された情報により、居住要件・資格要件・助成要件・加入要件の確認をする必要がある場合	介護保険に関する業務 <u>敬老サービス事業に関する業務</u> 後期高齢者医療保険に関する業務 <u>敬老サービス事業に関する業務</u>

3 利用課

健康福祉事業本部 福祉部 高齢社会対策課

4 利用している個人情報

(1) 後期高齢者医療制度の資格・利用状況

(2) 介護保険の認定・利用状況

5 提供課

(1) 後期高齢者医療制度

区民生活事業本部 区民部 国保年金課

(2) 介護保険

健康福祉事業本部 福祉部 介護保険課

6 利用方法等

利用方法については、別紙事業概要のとおり。なお、利用に当たっては、担当職員に対し、個人情報保護および管理の重要性を十分に認識するように指導した。

事業概要

1 敬老祝品贈呈事業について

永年にわたり社会に貢献した練馬区内の高齢者に対し、敬老祝品を贈呈することにより、感謝し長寿をお祝いする。

9月に民生委員が訪問し、88歳（米寿）、99歳（白寿）、100歳以上の高齢者に祝品（区内共通商品券）を贈呈する。

2 目的外利用の理由

後期高齢者医療制度および介護保険の資格・認定・利用状況を確認し、高齢者の安否を確認するため。

3 個人情報の管理・使用の流れ

- (1) 住民情報システムの住民登録情報をもとに、対象者を抽出し、名簿を作成する。
- (2) 国保年金課および介護保険課に対象者名簿を渡し、認定・利用状況の確認を依頼する。
- (3) 国保年金課および介護保険課から回答のあった名簿を照合し、認定・利用実績のない高齢者を抽出する。

外部提供に関する審議会事前一括承認基準の適用について

1 適用日

平成 22 年 8 月 10 日

2 適用理由

東京国税局長から、相続税法第 60 条の 2 の規定に基づく管理個人情報の提供依頼があった。

この依頼は、外部提供に関する審議会事前一括承認基準の類型 5 に該当し、かつ事例の所得税法第 235 条、地方税法第 20 条の 11 および法人税法第 156 条の 2 に類似すると判断したため、基準を適用した。

3 外部提供した管理個人情報

対象者の氏名、性別、生年月日、住所、保護者の氏名および続柄、就学先に係る情報（指定校名、渡航予定国と在籍予定校ほか）

4 提出先

東京国税局長

5 提供媒体

文書

6 添付資料 省略

- ・先方からの依頼文
- ・根拠法令

7 所管課

学校教育部 学務課

8 事例への追加

外部提供に関する審議会事前一括承認基準の類型 5 の事例(1)「国税、地方税に関する調査」に、「相続税法第 60 条の 2 (官公署等への協力要請)」を追加する。

平成 22 年 9 月 2 日
生涯学習部光が丘図書館

練馬区立図書館電算システム調達会社社員のパソコン紛失について

練馬区立図書館の図書館電算システム機器貸借契約において、システム調達先に指定している会社（以下「システム調達会社」という。）社員が、練馬区立図書館の利用者番号が入っている業務用ノートパソコン（以下「パソコン」という。）を紛失したので、下記のとおり報告する。

記

1 パソコンに含まれていた個人情報および数

練馬区立図書館の利用者番号 5 名分(うち 1 名分は本件の事故以前に廃番となっている。)

2 システム調達会社

株式会社サン・データセンター 代表取締役社長 庄司俊治
神奈川県横須賀市小川町 14 - 1 ニッセイ横須賀センタービル 7 F

3 事故の状況と対応

(1) 経過

平成 22 年 4 月 27 日午後 10 時 30 分ころ 紛失事故発生

システム調達会社社員が会社から帰宅途中の電車内でかばんの盗難にあった。かばんにはパソコンが入っており、社員は直ちに電車内の捜索を行ったが見当たらなかった。

4 月 30 日 警察に盗難届を提出

5 月 25 日 区への第一報

システム調達会社の担当者から電話にて第一報を受けた。これを受けてすぐに、当課において、「平成 22 年 3 月 18 日開催の平成 21 年度第 5 回情報セキュリティ委員会」で定められた情報セキュリティ事故の発生時の手順に則り、関係部署に連絡した。

5 月 28 日および 6 月 4 日 事情聴取の実施

関係部署同席の上、5 月 28 日および 6 月 4 日の計 2 回、システム調達会社に対して事情を聴取した。聴取した内容はつぎのとおりである。

ア システム調達会社において、事故発生の翌日から、パソコンに入っていたデータの確認および内容の調査を行ったところ、複数の自治体の図書館情報を含んでいることが判明したこと。

イ パソコンには、平成 21 年度の練馬区立図書館電算システムに関するデータ（障害質問対応票 227 件）が含まれており、この中に上記 1 で述べた利用者番号 5 名分が入っていたこと。

ウ データの特定に時間を要した結果、事故発生に関するシステム調達会社から当課への第一報までに、約 1 か月を要したこと。

6 月 5 日から 15 日 利用者対応

当課では、6 月 5 日から 15 日にかけて、パソコンに含まれていた利用者番号（4 名分）の該当者に、個別に電話と文書でおわびし、併せて説明を行った。また、希望する 3 名に対して、利用者番号を変更し、利用カードを再発行した。

7 月 1 日 最終調査報告の収受

(2) 最終調査報告の概要

事故の原因および状況

上記 3 (1) のとおり

パソコンに含まれていた情報の調査結果

上記 1 のとおり

パソコンの機能についての調査結果

パソコンには、練馬区立図書館電算システムにアクセスする機能は内蔵されていない。また、利用者番号のみでは、同電算システムにログインすることはできないため、その他の個人情報流出するおそれはない。

再発防止対策

社内の記録（障害質問対応票等）の個人情報点検の手順の確立、パソコンの社外持ち出しルールの見直しと従業員教育・訓練の実施、暗号化機能付きパソコン・USBメモリの導入等、再発防止対策を実施し、実施が完了した後に、当課に完了報告を行う。

4 区の対応

(1) システム調達会社に、事故報告の遅れについて厳重に注意するとともに、再発防止対策の早期実施を求めた。再発防止対策については、8 月 20 日に同社から対策完了の報告を受けた。

(2) 個人情報および受託情報の保護および管理が適正に行われるよう、システム調達会社と光が丘図書館で覚書を交換した。また、契約の相手方（リース会社）に、改めて、個人情報の保護について厳重な管理を指導した。

(3) 図書館職員には、改めて、委託事業者等に対して、個人情報の取扱いについて、練馬区個人情報保護条例等関連法規に則り厳重な管理を行うことを指導するよう注意を喚起した。